

その他の支援

1. 激甚災害に伴う学納金等の減免

地震・豪雨洪水等の激甚災害(激甚災害の指定を受けた場合)により、学費負担者が被災した場合に、学費等の減免措置を行います。学生支援センター学生生活支援室に相談してください。

2. 入学金の減免制度

手続時期:入学年度の4月

兄弟姉妹等の入学に係る学費減免

次のいずれかに該当する場合には、入学金を減免(全額・または半額を返還)します。詳しくは学生支援センター学生生活支援室に問い合わせてください。

①	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部に在学する学生の兄弟姉妹、または配偶者が本学(大学院・専攻科・研究生は除く)に入学した場合	入学金の全額を減免
②	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部および旧:昭和音楽芸術学院(東京声専音楽学校)の各学校を卒業・修了した者の子および兄弟姉妹、または配偶者(※)が本学(大学院・専攻科・研究生は除く)に入学した場合	入学金の半額を減免
③	昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部および旧:昭和音楽芸術学院(東京声専音楽学校)に在籍した者が本学(研究生は除く)に編入学、転入学または入学した場合	入学金の半額を減免

※本学園を卒業した両親・兄弟姉妹の、卒業を証明できる書類(卒業証書のコピー等)と学生本人との続柄を証明できる書類が必要となります。

附属音楽・バレエ教室出身者の入学金の減免制度

詳しくは、附属音楽・バレエ教室または学生支援センター学生生活支援室にお問い合わせください。

3. その他の学費減免

学校法人東成学園 学費減免

学校法人東成学園に在職している教職員等の子や兄弟が本学に入学した場合に、入学金の全額または半額が減免となります。

4. 学費提携ローン

本学では修学援助のため、次の金融機関と提携して学費ローン制度を行っています。申込み方法など、ご不明な点は学生支援センター学生生活支援室に問い合わせてください。

●三井住友銀行 ●三菱UFJ銀行 ●(株)オリエントコーポレーション

利用可能金額:10~500万円(各機関による審査があります)

資金用途:教育資金(授業料・施設費)等